

# 奈良県公報

## 目次

ページ

### 〈規則〉

○不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（総務課）

### 〈告示〉

○物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成十七年十二月奈良県告示第四百二十五号）の一部改正（出納局総務課）

### 〈教育委員会規則〉

○奈良県教育委員会の主管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び奈良県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

### 〈公安委員会規則〉

○奈良県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

## 規則

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第二十八号

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる規則の規定中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

一 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十七年十二月奈良県規則第四十四号）第四条及び第十条第一項第五号

二 奈良県公有財産規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十五号）第八条から第十条まで

三 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年十一月奈良県規則第二十五号）第九条第二項、第十二条第二項及び第十三条第二項

四 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年九月奈良県規則第十九号）第三条第一号

五 奈良県屋外広告物条例施行規則（昭和三十五年六月奈良県規則第三十四号）第七条第一項第二号

六 奈良県風致地区条例施行規則（昭和四十五年四月奈良県規則第七号）第二条第二項

七 卸売市場法施行条例施行規則（昭和四十七年三月奈良県規則第六十四号）第二条第二項第一号

八 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和四十五年十一月奈良県規則第六十四号）第二条第一号及び第十三条第四号

九 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則（昭和四十九年四月奈良県規則第一号）第二条第二項第四号

十 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良宅地の認定に関する規則（昭和四十九年四月奈良県規則第二号）第二条第二項第二号

十一 奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第一項

（土地開発基金管理規則等の一部改正）

第二条 次に掲げる規則の規定中「~~登記簿謄本~~」を「~~登記簿謄本~~」に改める。

一 土地開発基金管理規則（昭和四十四年十二月奈良県規則第五十三号）第三号様式

二 建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号）第七号様式（奈良県税条例施行規則の一部改正）

第三条 奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次

のように改正する。  
第二十三号様式中「設立の登記簿謄本の写し又は登記事項証明書の写し」を「登記事項証明書の写し」に改める。

第二十三号様式の二中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。  
(奈良県食品衛生法施行細則の一部改正)

第四条 奈良県食品衛生法施行細則（昭和五十年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「登記簿謄本又は登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。  
第三号様式及び第四号様式中「登記簿謄本又は登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第六号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。  
(奈良県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第五条 奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改める。

第八条の次に次の九条を加える改正規定のうち第八条の二第一項第四号並びに第八条の三第二項第一号ア、第二号及び第三号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（高圧ガス保安法施行細則等の一部改正）

第六条 次に掲げる規則の規定中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

一 高圧ガス保安法施行細則（平成十三年三月奈良県規則第八十七号）第二条第二項第一号、第三条第二項第一号、第五条第二項第一号、第六条第二項第一号、第九条第二項第一号及び第十一号第二項第一号

二 火薬類取締法施行細則（昭和三十六年七月奈良県規則第三十三号）第三条

三 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年四月奈良県規則第二十二号）第九条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号

四 奈良県立自然公園条例施行規則（昭和四十二年三月奈良県規則第四十九号）第三条第二項第七号、第八条第三項第二号及び第十号第二項第一号から第四号まで

五 奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和五十二年四月奈良県規則第二号）第十九条第二項第二号及び第三十一号第二項第二号

六 農業協同組合法施行細則（平成六年四月奈良県規則第四号）第三十九条第五項第

一号及び第四十条

七 建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）第十六条第二項第一号（身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則等の一部改正）

第七条 次に掲げる規則の規定中「~~登記簿の謄本~~」を「~~登記簿謄本~~」に改める。

一 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成十四年九月奈良県規則第二十号）第二号様式

二 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成十四年九月奈良県規則第二十一号）第二号様式

三 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則（平成十四年九月奈良県規則第二十二号）第二号様式

四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年十月奈良県規則第二十七号）第一号様式及び第四号様式

（理容師法施行細則等の一部改正）

第八条 次に掲げる規則の規定中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

一 理容師法施行細則（平成十年三月奈良県規則第二十八号）第七条第二項第二号  
二 美容師法施行細則（平成十年三月奈良県規則第二十九号）第七条第二項第二号  
三 クリーニング業法施行細則（平成十三年十月奈良県規則第二十六号）第三条第二項第二号

四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成十三年十月奈良県規則第二十七号）第二条第三項第一号及び第四条第三項

（温泉法施行細則の一部改正）

第九条 温泉法施行細則（平成十四年三月奈良県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第三号中「土地登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第五条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第三号中「土地登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第六条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第十条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年四月奈良県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「及び登記簿の謄本」を「及び登記事項証明書」に改め、「若しくは登記簿の謄本」を削る。

第九号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(奈良県ヘリポート条例施行規則の一部改正)

第十一条 奈良県ヘリポート条例施行規則(平成十年十二月奈良県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第十二条 旅館業法施行細則(昭和五十八年十月奈良県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第四号及び第三条第二項第一号中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第一号様式及び第三号様式中「併入登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(興行場法施行条例施行規則の一部改正)

第十三条 興行場法施行条例施行規則(昭和五十九年九月奈良県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号及び第十条第一項第一号中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三号様式中「併入登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(化製場等に関する法律施行条例等施行規則の一部改正)

第十四条 化製場等に関する法律施行条例等施行規則(昭和五十九年九月奈良県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項、第六条第一号、第十条第一号、第十二条第三項第二号及び第十三条第一号中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第二号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式、第九号様式、第十号様式及び

第十一号様式中「併入登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第十五条 公衆浴場法施行細則(昭和六十一年六月奈良県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号及び第三条第二項第一号中「法人登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第一号様式及び第三号様式中「併入登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

### 告示

奈良県告示第五百七十六号

物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成十七年十二月奈良県告示第四百二十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月七日から施行する。

平成十七年三月四日

奈良県知事 柿本善也

第二条第三項第三号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

### 教育委員会規則

奈良県教育委員会の主管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び奈良県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月四日

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県教育委員会の主管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則及び奈良県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会の主管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会の主管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する

る規則（昭和三十九年六月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十三条中「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

（奈良県文化財保護条例施行規則の一部改正）

第二条 奈良県文化財保護条例施行規則（昭和五十二年三月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十号様式及び第二十一号様式中「登記簿謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

公安委員会規則

奈良県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月4日

奈良県公安委員会  
委員長 西口 廣 宗

奈良県公安委員会規則第1号

奈良県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県金属くず営業条例施行規則（昭和32年4月奈良県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「にかかると登記簿の抄本」を「に係る登記事項証明書」に改める。

第8条中「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第1号様式及び第6号様式中「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一一三一一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

